



介護保険を知ましょう！ その1

1. 介護保険の仕組みと加入者

介護保険制度は各市町村が保険者となって運営しています。

40歳以上の皆さんは加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときに、費用の一部を支払って、サービスを利用できる仕組みです。サービスを利用するには、申請と事業者との契約が必要です。制度をしっかりと理解しておきましょう。

①被保険者（加入者）は年齢によって2つに分かれます。

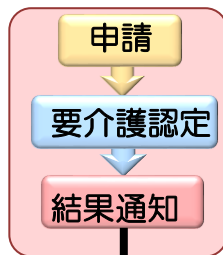
第1号被保険者 65歳以上の人。

第2号被保険者 40歳～64歳までの人。



②申請手続き

まずは、
かかりつけ医に相談を！



☞ 区役所介護保険担当で「要介護認定」の申請をします。

☞ 「訪問調査の結果」と「主治医意見書」により、介護認定審査会で審査します。

☞ 「非該当」となる場合もあります。

要支援 1・2

地域包括支援センターに連絡してください。地域包括支援センターが介護予防マネジメントを行います。

要介護 1～5

自宅で生活したい

居宅介護支援事業者を選び直接連絡してください。居宅介護支援事業者のケアマネジャーがケアマネジメントを行います。

介護保険施設等へ入りたい

入所する施設等を選び直接申し込みます。
※特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上です。

サービス事業者と契約

施設等と契約

サービスの利用

介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス

居宅サービス

地域密着型サービス

施設サービス 介護保険3施設

- 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- 介護療養型医療施設

※介護保険については、3回シリーズで今後もお伝えします。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192